

(新) 震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業<復旧・復興>
(グリーンニューディール基金)

※東日本大震災復興特別会計(仮称)(復興庁計上) 32,137百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」第5条第3項に基づき、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金を活用し、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体である市町村(以下「被災市町村」という)が行う災害廃棄物処理事業の負担費用の軽減、その他災害廃棄物の処理の促進を行うものである。

2. 事業概要(業務内容)

現行のグリーンニューディール基金制度の枠組みを活用し、災害廃棄物の処理促進を支援する。

(1) 実施地域

事業実施地域は被災市町村

(2) 実施期間

3年間(23年度から25年度まで) ※環境省が策定したマスタープランに基づく災害廃棄物処理期間

(3) 主な対象

市町村が行う災害廃棄物の収集・運搬、処理・処分など

3. 事業の効果

被災市町村が行う、東日本大震災により発生した災害廃棄物の収集・運搬及び処分に係る負担費用の軽減を行い、災害廃棄物の円滑な処理を図る。

震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業

平成24年度予算額(案) 321億円

東日本大震災における被災地域の迅速な復興のため、災害廃棄物の処理を早急に行うことが国を挙げての課題

グリーンニューディール基金制度の枠組みを活用し、被災地における災害廃棄物処理事業を支援

事業内容

特定被災地方公共団体が行う、災害廃棄物処理事業が対象

<基金対象事業>

○災害廃棄物処理事業

特定被災地方公共団体である市町村が行う災害廃棄物の収集運搬・選別・再資源化・焼却・最終処分など



災害廃棄物処理事業費補助金による地方負担額を更に軽減

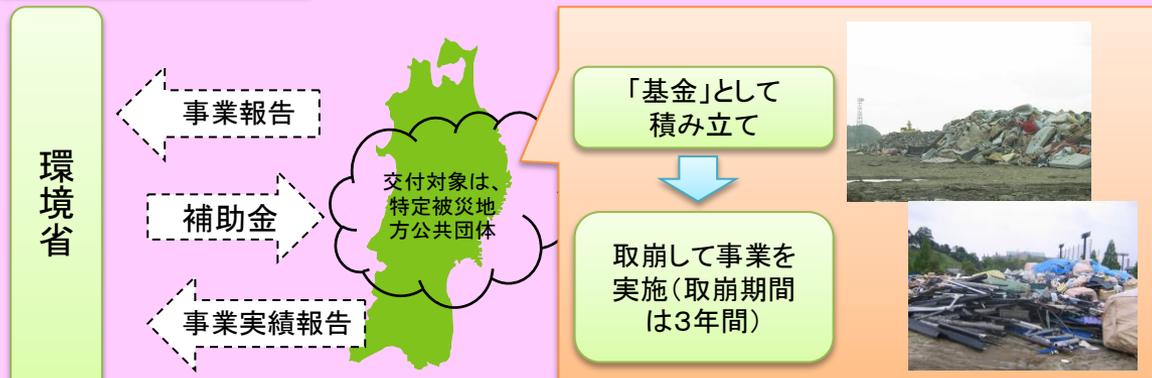
<イメージ>

災害廃棄物処理事業費



円滑な事業の実施が可能

事業スキーム



【参考】

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第5条第3項

「国は、災害廃棄物の処理が特定被災地方公共団体である市町村における持続可能な社会の構築や機会の創出に資することに鑑み、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとする。」